

余裕金等の運用先金融機関の選定について
(案)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第41条に定める納付金の運用について、2023年度の運用先金融機関を以下のとおり選定することとしたい。

1. 運用方法

譲渡性預金

2. 運用予定時期

2024年4月から2025年3月

ただし、元本保証の安全性及び流動性等の観点から、運用期間は原則として1か月及び3か月とするが、1か月運用額と手持保有資金の合計が5千億円未満の場合は、3か月運用を取り止め1か月の運用に振り替えることとし、運用予定時期の期間を繰り返し運用する（法第2条の2第2項に定める供給促進交付金及び法第15条の2第1項に定める調整交付金の交付時期の関係等から運用期間に満たない場合又は運用期間を超える場合がある）。

3. 運用額の単位

10億円

4. 運用先金融機関の選定

本機関と取引がある金融機関で引合いを実施し、運用益が高く本機関にとって最も有利な金融機関を選定。

5. 運用先金融機関の決定

運用先金融機関の決定については、別途理事会で議決する。

6. 今後の予定

2024年2月21日（水）	引合いの依頼
2024年2月27日（火）	引合書提出の締切
2024年3月6日（水）	運用先金融機関の決定
2024年3月6日（水）～	口座開設（運用先金融機関に譲渡性預金口座が無い場合のみ）
2024年4月上旬	譲渡性預金申込

【添付資料】 資金運用機関の募集について

以上

資金運用機関の募集について

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第41条に基づき資金の運用を行います。つきましては、当該資金運用を行う引合いへの参加を依頼します。

記

1. 資金運用の方法等

(1) 運用方法

譲渡性預金

(2) 運用予定時期

2024年4月から2025年3月

ただし、元本保証の安全性及び流動性等の観点から、運用期間は原則として1か月及び3か月とするが、1か月運用額と手持保有資金の合計が5千億円未満の場合は、3か月運用を取り止め1か月の運用に振り替えることとし、運用予定時期の期間を繰り返し運用する（法第2条の2第2項に定める供給促進交付金及び法第15条の2第1項に定める調整交付金の交付時期の関係等から運用期間に満たない場合又は運用期間を超える場合がある）。

(3) 運用額の単位

10億円

(4) 選定方法

下記2. に提示する運用方法、運用期間、運用金額の範囲内で、運用益が高く本機関にとって最も有利な金融機関1社を選定します。

2. 引合い条件

運用方法：譲渡性預金

運用期間：2024年4月9日（火）～2024年5月9日（木）

運用金額：3,000億円

(注) これらの条件は、金融機関を選定するためのもので、実際の運用期間及び運用金額ではありません。

3. 提出書類

引合書（別紙）

（注）締切までに引合書が提出されない場合は、辞退されたものとして取り扱わせていただきます。

4. 締切

2024年2月27日（火）午前11時まで

5. 提出先

上記4.の締切までに電子メールで上記3.の引合書（別紙）を提出して下さい。

電子メールでの提出が不可能な場合は、本機関に電話で連絡の上、ファックスで提出して下さい。

電子メールアドレス kaikei-o@occto.or.jp

電 話 03-6632-0911

ファックス 03-3520-8712

電力広域的運営推進機関 総務部会計室 宛

6. 選定結果の通知

選定結果の連絡は電子メールでお知らせいたします。

以 上

(別紙)

年 月 日

電力広域的運営推進機関 行

(金融機関名)

(担当者氏名)

引 合 書

2024年2月 日付で依頼のあった引合いについて、下記のとおり回答
します。

記

区 分	レ ー ト (%)
1 か月運用	

その他 (特記事項があれば記入)
